

福岡県公報

平成二十一年五月十五日
第二千九百六十五号
増刊
①

目次

再掲(規則三十号)

福岡県財務規則の一部を改正する規則

(会計管理局会計課) …………… 一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年五月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する

- 第二百五十二条の二中「又はこれに相当する額」を「及びその他必要な経費の合計額」に、「百分の五十から百分の八十まで」を「百分の七十から百分の九十まで」に改める
- 第五百十三条第一項中「百分の六十五から百分の八十五まで」を「百分の七十から百分の九十まで」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。